

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農山村課

法令名	地すべり等防止法			法令番号	昭和33年法律第30号			
手続名	主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事			根拠条項	第11条第1項			
審査基準	1. 「地すべり等防止法の施行について」（昭和33年5月27日33林野第6086号、建発河第90号、農林事務次官及び建設事務次官通達）の記の第7による。							
	受付機関	農山村課 (農林事務所)	処理機関	農山村課	交付機関	農山村課 (農林事務所)	標準処理期間 30日 標準経由期間 10日	目次 No.